

平谷村ものづくり産業等振興事業について

村行政のあらゆる施策について地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、移住や定住、及びUターンの促進などによる生産年齢人口の確保を前提として、地域産業の中核をなす「ものづくり産業・商業・観光産業（以下「ものづくり産業等」という。）」を中心とした産業振興を「雇用・担い手対策、人材育成、ものづくり支援、企業立地支援、移住支援の5本の柱」により強く推進することにより、「平谷村らしく」発展し、人々が幸せに暮らせる村を実現するため、令和2年4月1日より事業実施しております。活用についてのお問い合わせは、平谷村役場産業建設課までお問合せ下さい。

事業名		目的	要件（抜粋）	
1 雇用・担い手支援事業	青年就農給付金事業（経営開始型）	ものづくり産業等担い手となる新規就業者や後継者を確保するため、独立・自営で就農・就林・就業（起業）する経営者に対し給付金を給付します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立・自営就農（就林・就業）時の年齢が原則50歳未満であり、経営者となることについての強い意欲を有していること</li> <li>・給付対象者が作成する経営開始計画が経営を開始して5年後までに生計が成り立ち、計画の達成が現実可能であると見込まれること、また、農家（林家・事業）子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな事業の導入、経営の多角化、規模拡大等）を負うと認められること</li> </ul>	【給付金額】150万円以内／年 【給付期間】最長5年
	青年就林給付金事業（経営開始型）			
	青年就業給付金事業（経営開始型）			
	青年就業交付金事業（職員雇用型）			
2 人材育成事業	ものづくり産業研修・資格取得支援事業（担い手型）	ものづくり産業等の担い手となる人材（各種の研修を受講させ、資格取得を行わせる など育成の上、将来的に中核となる職員）を雇用する農業・林業・中小企業等の事業主を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所のその職務に必須と認められる資格等を既に取得している、又は取得が見込まれていること（※普通自動車免許等は対象外です）</li> <li>・雇用後も人材育成計画に基づく各種研修の受講及び資格取得等により、更なるスキルアップを図ること</li> </ul>	【補助金額】30万円以内 【補助率】事業費の8/10
	ものづくり産業研修・資格取得支援事業（職員雇用型）			
3 ものづくり支援事業	新分野進出・規模拡大等支援事業	ものづくり産業の振興が図られる新分野進出や規模拡大等の取組をする農業・林業・中小企業等の事業主に対し、補助金を交付します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資や既存施設改修等により新分野進出又は規模拡大が図られる事業であること</li> <li>・雇用する職員との間で、契約期間の定めのない雇用契約を締結すること</li> </ul>	【補助金額】2,500万円以内（下限額500万円） 【補助率】8/10
	新商品開発等支援事業	ものづくり産業等の振興が図られる地域資源などを活用した特産品開発や新商品開発等の取組をする農業・林業・中小企業等の事業主に対し、補助金を交付します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成分分析や試作品製造などの試験及び研究事業、市場調査やPRなどの委託事業</li> <li>・具体的な事業展開をもとにした先進地視察、コンサルティング及びウェブサイト作成等の事業</li> <li>・新商品の製造・販売に要する設備等の整備・購入事業など</li> </ul>	【補助金額】500万円以内（下限額50万円） 【補助率】8/10
4 企業立地支援事業	企業等の新たな立地支援事業（事業場施設設置奨励措置）	産業経済の発展及び雇用創出を図ること目的として、村外からの立地企業に対し、固定資産税の減免措置や雇用助成、村有地無償貸付等を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に事業所を設置していない企業等が、村内に事業所を新たに設置する場合</li> <li>・村内に住所を有する者又は住所を有することが見込まれる者50歳未満の複数の新規雇用が図られること</li> </ul>	固定資産税の減免措置、雇用助成、無誘致の無償貸付、事業場施設設置等の補助率拡大等
	企業等の新たな立地支援事業（雇用助成）			
	企業等の新たな立地支援事業（村有地無償貸付）			
5 移住支援事業	移住支援事業（社宅等整備支援型）	村内に従業員の居住を目的とした社宅を新たに取得した村内の事業者に対し、費用の一部を助成します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員の村内への移住促進を目的として、社宅を新築又は購入する事業者。但し、国・地方公共団体及びその関係機は除く。</li> <li>・新築に当たっては南信州地域の業者が施工し、地域材を活用するものであこと。</li> </ul>	新築により社宅を取得した場合 ・1戸建て住宅 400万円／1戸当たり ・集合住宅 200万円／1戸当たり 購入により社宅を取得した場合 ・1戸建て住宅 取得価格の4/10（200万円以内）／戸当たり
	移住支援事業（村有住宅貸付型）	本村に移住してから1年以内で、今後20年以上定住する意思のある者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日の前日時点で住所が本村以外であり、かつ、基準日以降に本村へ移住する者</li> <li>・本村に移住してから1年以内の者</li> <li>・世帯責任者であり、貸付申込日における年齢が原則45歳未満であること。</li> </ul>	年数経過後の住宅の無償譲渡等

注意）上記補助要件については抜粋となります。 詳しいお問い合わせは平谷村役場 0265-48-2211 産業建設課まで